

日本学術振興会  
日中韓フォーサイト事業  
JSPS A3 Foresight Program

平成24年度分 募集要項

(プラズマ物理学)

平成23年11月  
独立行政法人 日本学術振興会

1 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、我が国と中国・韓国の研究機関が連携して世界トップレベルの学術研究、地域共通の課題解決に資する研究及び優秀な若手研究者の育成を行うことにより、3カ国を中核としてアジアに世界的水準の研究拠点を構築することを目的として、先見性や将来への展望などを意味する“foresight”の名を冠した「日中韓フォーサイト」事業を実施しています。本事業においては、3カ国の研究機関（以下、「拠点機関」といいます。）は、「共同研究」、「学会会合（セミナー）」、「研究者交流」を効果的に組み合わせて実施するものとします。

なお、本事業による支援期間終了後も、拠点機関においては、アジア地域における世界的水準の研究拠点として継続的な活動を実施することが期待されています。

2 実施方法

日中韓3カ国の実施機関（日本学術振興会（JSPS）、中国国家自然科学基金委員会（NSFC）、韓国研究財団（NRF）間の覚書に基づき実施します。

従来、採用期間3年間（最終年に3カ国の実施機関の協議により2年間の延長を認める場合あり）としてきたところですが、本年度より、採用期間を5年間とすることにしました。

3 対象となる研究

本年度の対象分野は、プラズマ物理学とします。なお、次年度以降の対象分野については、毎年度、3カ国の実施機関の協議により定めます。

4 対象国

我が国と中国・韓国の3カ国による交流を対象とします。

5 申請資格

(1) 申請可能な機関は、研究費、研究施設、設備、人員を十分に備えており、拠点機関として組織的な実施体制が取れる我が国の大学等学術研究機関又はその部局とします。

(2) 拠点機関には、研究代表者（Principal Investigator）を1名おきます。研究代表者は、拠点機関に所属する常勤または常勤として位置づけられている研究者とします。

## 6 採用期間

- (1) 平成24(2012)年8月開始 最長5年間  
〈平成24(2012)年8月～平成29(2017)年7月〉

## 7 本会支給経費

### (1) 支給総額

1 課題当たり 5年間で5,000万円以内(予定)

平成24年度(8ヶ月間)	: 1,000万円以内
平成25年度(1年間)	: 1,000万円以内
平成26年度(1年間)	: 1,000万円以内
平成27年度(1年間)	: 1,000万円以内
平成28年度(1年間)	: 1,000万円以内
平成29年度(4ヶ月間)	: 1,000万円以内

※ 総額5,000万円以内とします。

### (2) 支給経費の用途

外国旅費、国内旅費、物品費、謝金、その他

### (3) 支給方法等

- ① 課題の実施に要する業務について、我が国の拠点機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。
- ② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。  
※ 詳細は、別紙1「日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

## 8 採用予定件数

2件

## 9 申請手続

### (1) 提出書類

申請希望機関は、下記①・②を所属機関の長に提出してください。所属機関の長は①・②を取りまとめ、下記③の書類を添付して本会に提出してください。個人申請は受け付けません。

- ① Application Form for Project under A3 Foresight Program  
(Form A : 3カ国共通) 正本1部 写し8部  
(A4判 正本:片面印刷、写し:両面印刷)
- ② 日中韓フォーサイト事業申請書  
(Form B : 日本側補足資料) 正本1部 写し8部  
(A4判 正本:片面印刷、写し:両面印刷)
- ③ 平成24年度日中韓フォーサイト事業に係る申請書類の提出について  
正本1部 (A4判)

(2) 申請受付期間

平成24年1月10日（火）～平成24年1月20日（金）

17:30【本会必着】

※ 申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。

(3) 中国・韓国の研究代表者は、同内容の申請書（Form A：3カ国共通）を、それぞれの国の実施機関（NSFC 及び NRF）に提出することになっています。3カ国において同内容の申請書が提出されていない場合には申請は無効となりますので注意してください。

なお、募集の最終締め切り（1月20日）は3カ国で共通ですが、中国・韓国における募集方法・実施方法の詳細は、それぞれの実施機関において定めることとなっており、我が国と異なる場合があります。詳細については、各国の研究代表者を通じて各国の実施機関に確認してください。

10 申請に際しての留意事項

(1) 相手国の拠点機関は中国・韓国の学術研究機関に限ります。

(2) 本事業は、我が国と中国・韓国の3カ国の拠点機関により、5年間以内で実施するものです。その際、それぞれの相手国に対等の負担が求められることに留意してください。経費負担については、別紙1「日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

(3) Form A（英文）と Form B（和文）の内容に齟齬の無いように留意してください。なお、万一齟齬のある場合には、Form A（英文）の内容が正しいものとして扱います。

(4) 本事業により経費の支給を受けることができる参加者の範囲（本交流の参加者の範囲）は以下のとおりです。なお、日中韓以外の研究者の参加は原則としてできません。（これらは、日本側参加研究者に係る取扱いであり、中国側・韓国側においては取扱いが異なる場合がありますので、詳細については、各国の研究代表者を通じ各国の実施機関に確認してください。）

- ① 大学等学術研究機関に在籍する研究者（我が国の参加研究者においては文部科学省所管の科学研究費補助金に申請できる者）
- ② 大学等学術研究機関において研究に従事する「ポスドク」
- ③ 大学等学術研究機関に在籍する大学院博士課程及び修士課程学生

(5) 本事業により支給される経費は、我が国と中国・韓国の拠点機関の間で実施される交流に対するものであり、日本側研究者がフィールドワーク等を行うために現地に赴くための経費等を援助するものではありません。

(6) 本会の国際交流事業では、すでに研究代表者等として事業を実施している者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、別紙2「国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。

また、内閣府が実施する「最先端・次世代研究開発支援プログラム」の採択者は、本事業の研究代表者となることはできません。

(7) 申請機関が他制度で機関支援型事業の助成を受けている（または見込みの）場合、今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。他制度ですでに支援を受けている活動に対して、本事業により重複して支援することは行いませんので、審査においては、本事業と重複していないか確認を行います。

(8) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際事業に採用されたことのある研究代表者は、その事業の目標または成果（見込み）と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

## 11 審査方針

以下の観点から審査を行います。

### ①【先端性・重要性】

- ・ プラズマ物理学分野で先端的と認められる研究課題であり、かつ中国・韓国の相手国拠点機関と研究交流を行う必要性・重要性が明確であるか。
- ・ 日本側拠点機関及び相手国拠点機関との交流により、世界的水準の研究拠点となりうるような学術的価値の高い成果が、当該研究課題において期待できるか。
- ・ これまでの国際研究交流活動及び研究実績を活かし、それを発展的に展開するものであるか。

### ②【若手研究者育成への貢献】

- ・ 若手研究者が身につけるべき能力・資質の向上に資する育成プログラムが考慮されているか。

### ③【日本側実施体制】

- ・ 日本側拠点機関において、日中韓3カ国を中核とした世界的水準の研究拠点形成の計画が、当該機関の研究教育活動上、戦略的に位置づけられているか。
- ・ 日本側拠点機関は、機関として継続的に交流を実施する体制を整えているか。
- ・ 世界的水準の研究拠点形成に向けて、適切な研究者が日本側に参加しているか。
- ・ 経費支給期間の終了後も、当該分野の世界的水準の研究拠点として継続的な活動が期待できるか。

### ④【中国・韓国の拠点機関とのネットワークの構築】

- ・ 拠点機関の組み合わせは、研究交流を継続的に実現できるものであるか。
- ・ 相手国拠点機関との研究交流の準備が十分に整っているか。
- ・ 当該分野における世界的水準の研究拠点として、将来にわたって協力関係の持続的な発展が期待できるか。

### ⑤【研究交流計画の妥当性】

- ・ 事業の目標に向けた計画が具体的であり、かつ実現性の高い内容となっているか。
- ・ 研究交流計画は、経費及び交流規模の面で合理的であるか。

## 12 選考及び結果の通知

(1) 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査を実施します。その後、中国・韓国の実施機関との協議により採用/不採用を決定し、その結果を平成24年7月(予定)に申請機関長に通知します。

(2) 不採用となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請機関長あてに通知します。

- ・不採用A (不採用の中で上位)
- ・不採用B (不採用の中で中位)
- ・不採用C (不採用の中で下位)

## 13 採用決定後の手続

拠点機関長あてに実施に必要な諸手続を通知するとともに、実施計画書等の様式を送付しますので、所定の期日までに必要書類を提出してください。

## 14 拠点機関等の義務

(1) ホームページを開設し、経費支援期間中及び終了後も積極的に情報を公開してください。また、本事業の実施により生じた成果に関する諸権利について本会は関与しませんが、成果発表に際しては本事業の支援を受けたことを明記してください。

(2) 事業実施3年度目に中間評価、事業の支援期間終了後に事後評価を、それぞれ本会国際事業委員会において実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。なお、中間評価の結果は、次年度以降の経費配分に反映されることがあります。

## 15 その他

(1) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。

(2) 申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、本事業の業務遂行のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)します。

なお、採用された課題については、拠点機関名、研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題名、年度実施計画、年度実績報告並びに評価結果等が本会ホームページ等において公表され、また、関係機関へ周知されることがあります。

(3) 研究者等による競争的資金等の不正使用等や 研究教育活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択の決定を取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等のしかるべき措置をとります。

競争的資金等の適正な使用等については、別紙3(「競争的資金等の適正な使用等について」)をご参照ください。

(4) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。

(5) 募集要項、申請書及び関連情報は、本会のホームページ上から閲覧・ダウンロードできます。

ホームページ <http://www.jsps.go.jp/j-foresight/index.html>

16 中国・韓国側実施機関連絡先

中国：中国国家自然科学基金委員会 国際合作局亜非処及国際組織処  
(住所)100085 北京市海淀区双清路83号  
(Tel) +86 (0)10 6232-6998  
(Fax) +86 (0)10 6232-7004

韓国：Asia Team

Directorate for International Affairs  
National Research Foundation of Korea (NRF)  
(住所)25, Heolleungno, Seocho-gu, Seoul, 137-748, KOREA  
(Tel) +82 (0)2-3460-5704  
(Fax) +82 (0)2-3460-5709

17 申請書類の送付先及び照会先

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地  
独立行政法人 日本学術振興会  
国際事業部 地域交流課  
「日中韓フォーサイト事業」担当  
電話 03-3263-2316 / 1724 (ダイヤル)  
E-mail [foresight@jsps.go.jp](mailto:foresight@jsps.go.jp)

平成24年度分 募集要項 別紙

## 日本学術振興会 日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて

### 第1 事業の実施方法

日中韓フォーサイト事業における研究課題は、研究代表者が所属する大学等学術研究機関（以下「拠点機関」という。）に対して、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が業務委託する方法により実施されます。

研究課題の実施に要する業務を委託する場合は、振興会と拠点機関との間で、業務の実施に係る契約（業務委託契約）を締結します。

なお、振興会の一般事業は運営費交付金により運営されております。

### 第2 日中韓フォーサイト事業実施に係る経費取扱い

#### 1 前提

本事業の実施については、振興会と中国・韓国の実施機関（NSFC、NRF）との経費相互負担を前提としており、各国の実施機関が対等な経費費目を支出することとしています。（詳細は、後述の「経費負担区分」を参照）

なお、執行にあたっては、「2 委託費の使途」に示した使用目的及び流用などのルールの範囲内で執行することとなるので十分留意してください。

#### 2 委託費の使途

委託費は、「研究交流経費」と「委託手数料」から成ります。募集要項に記載の「支給総額」は「研究交流経費」のみの金額です。

##### (1) 研究交流経費

##### 1) 旅費 <英語版申請書 (Form A) の「International Travel」、「Domestic Travel」、及び「Local Expenses」>

当該事業参加研究者の外国・国内出張（研究課題に関する研究遂行、セミナー実施、資料収集、各種調査、研究の打合せ、及び研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）

##### 2) 物品費 <英語版申請書 (Form A) の「Seminars and Meetings」の一部、「Equipment」及び「Material & Supplies」>

物品を購入するための経費

##### 3) 謝金 <英語版申請書 (Form A) の「Seminars and Meetings」の一部及び「Others」の一部>

研究・セミナーへの協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）をする者にかかる謝金、報酬

#### 4) その他 <英語版申請書 (Form A) の「Seminars and Meetings」の一部及び「Others」の一部>

上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において研究遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、飲料・弁当代、セミナー開催時のレセプション経費）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用））

#### 5) 研究交流経費で支出できない経費

- ① 不動産の取得に関する経費
- ② 大学の施設及び海外オフィス等維持のための経費（オフィス借料、光熱水料、人件費等）
- ③ 大学等で通常備えるべき設備備品・事務用品（机・いす、コピー機、事務用パソコン、研究機器等）を購入する経費
- ④ 交流を実施するため又は実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑤ 研究者、学生及び事務職員の雇用に関する経費
- ⑥ その他本事業と直接的な関係が認められないもの

#### 6) 研究交流経費内訳の制限

旅費は当該年度研究交流経費総額の 50%以上であることとします。ただし、各人に滞在費を長期間支給するよりも、ある特定の宿泊施設を年間契約により借り上げて現物支給という形態によりその他費目から支出することが廉価であると判断した結果、50%を下回る見込みのあるときには予め振興会へ相談してください。

#### (2) 委託手数料

本事業の実施にかかる業務遂行に伴い必要となる経費です。

委託手数料については、前述の研究交流経費の 10%を上限とし、研究交流経費の外額として配分します。なお、使用にあたっては各拠点機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

#### (3) 消費税

消費税及び地方消費税相当額は内額として配分します。

## 日中韓フォーサイト事業 相手国との経費負担について

### 経費負担の基本原則

①旅費・滞在費について
・派遣側が国際航空運賃を、受入側が受入国内移動費・滞在費を負担する。
②セミナーについて
・我が国又は中国・韓国においてセミナーを開催すること。それ以外の国での実施は認めない。
・セミナー開催にかかる経費は開催国側が負担する。
③中国・韓国間の交流について
・中国と韓国の研究者間での交流にかかる経費は、本会では負担しない。

### 経費負担区分

費目	機関名	日本学術 振興会	相手国側 学術振興機関
日本側研究者の	国際航空運賃	○	×
	相手国内移動費・滞在費	×	○
	日本国内旅費	○	×
	研究経費	○	×
相手国側研究者の	国際航空運賃	×	○
	日本国内移動費・滞在費	○	×
	相手国内旅費	×	○
	研究経費	×	○
日本国内開催セミナー開催経費		○	×
相手国開催セミナー開催経費		×	○
拠点機関における研究施設等		×	×







## 競争的資金等の適正な使用等について

2008年6月

国際事業部

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）等を踏まえ、国際事業部の各種公募事業について、以下のように取り扱うことと致します。

### （1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づく措置

本ガイドライン別紙にある『競争的資金等』の一覧等に該当する事業については、各研究機関において標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を文科科学省に提出することが必要です（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません）。

なお、当該措置の詳細及び具体の報告書の提出依頼については、文科科学省等からのお知らせに従って対応してください。

### （2）不合理な重複・過度の集中の排除

#### ①不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費等の減額（以下、採択の決定の取消し等とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ②過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### (3) 競争的資金等の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成 20 年規程第 3 号「競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、競争的資金等の適正な管理・運営及び不正使用等の防止のため、国際事業部の各種公募事業について、不正使用等（※1）を行った研究者等については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの不正使用等とは、競争的資金等をその交付の目的又は契約内容等に違反して使用すること及び偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けることをいいます（同規程第 2 条）。

- ① 不正使用等が明らかになった場合には、当該競争的資金等の交付を取り消すとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。
- ② 不正使用等を行っていた者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、振興会の所管するすべての競争的資金等を一定期間交付しない。

なお、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正使用等が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正使用等の内容及び研究機関等が行った調査結果報告等を速やかに公表します。

### (4) 研究活動の不正行為に対する措置

日本学術振興会平成 18 年規程第 19 号「研究活動の不正行為への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性を厳正に確保するため、国際事業部の各種公募事業について、不正行為（※2）を行った者については、以下の措置を執るものとします。

※2 ここでの不正行為とは、研究成果の中に示されたデータ、調査結果又は論文等の捏造、改ざん又は盗用等をいいます（同規程第 2 条）。

- ① 不正行為があったと認定された研究に係る競争的資金等を打ち切るとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。
- ② 不正行為があったと認定された者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、振興会の所管するすべての競争的資金等への応募・申請を一定期間制限する。

なお、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正行為の内容及び研究機関が行った調査結果報告書等を速やかに公表します。

### (5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から資金・経費等を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。

公募予定のある国際交流事業一覧

(※平成23年9月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施) 期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者	
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第一課・地域交流課)	個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究:100~500万円以内 セミナー:100~250万円以内	共同研究: 1~3年 セミナー:1 週間以内	各地域の対象 国	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月もしくは2月(対応機関による)	研究者	
	特定国派遣研究者事業 (研究協力第一課・地域交流課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による)	14日~2年間(派遣国、対応機関による)	アジア、オセアニア、北米、中南米、ヨーロッパの対象国	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者	
	日米がん研究協力事業 (研究協力第二課)	若手研究者や女性研究者を含む日米両国の研究グループが、共同してワークショップを開催することにより、研究機関間及び研究者間のネットワークの形成を促進することを目的として、ワークショップの開催に要する経費を支援。	900万円を限度	2~3日間	米国	基礎科学 臨床科学 疫学	4月	研究者	
	国際共同 研究事業	国際化学研究協力事業 (ICCプログラム) (研究協力第一課)	日本と米国との間で、化学分野において新たな見地を切り開き、高いレベルの相乗効果を実現させることができる国際共同研究を支援。	1,500万円以内	3年	米国	化学	予備申請11月、本申請1月	研究者
		国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム) (研究協力第一課)	一国のみでは解決が困難な課題に対して、日本と米国の協力により資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実を図るための国際共同研究を支援。	500万円以内	5年	米国	持続可能性に関連する全分野	予備申請10月、本申請5月	研究者
		多国間国際研究協力事業 (G8 Research Councils Initiative) (研究協力第一課)	グローバルな課題に対して3カ国以上の研究者からなるコンソーシアムの活動による優れた多国間共同研究を支援。	1,500万円以内	3年	カナダ、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国	年度ごとの分野/テーマ	予備申請9月、本申請1月	研究者
	日中韓フォーサイト事業 (地域交流課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,000万円以内	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月	所属機関または部局の長	
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内	5年	ドイツ	全分野	11月	所属機関または部局の長	
	研究拠点形成事業 (研究協力第二課・地域交流課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	2,000万円以内	5年	全地域	全分野	10月	所属機関または部局の長	
		B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	800万円以内	3年	アジア・アフリカ	全分野	10月		
国際研究集会事業 (人物交流課)	我が国で開催される国際学術研究集会の開催経費を一部支援。	200万円以内	当該年度内	日本で開催参加者は全地域	全分野	5月	研究者		
若手研究者研鑽 機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第二課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	3日間	米国、ドイツ、フランス	全分野	3月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者	
	日本-欧州先端科学セミナー (研究協力第二課)	日欧の若手研究者を対象に、特定の研究領域について第一線で活躍する研究者による集中的な講義及び参加者間の議論を行うセミナーを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	1週間程度	欧州	年度ごとの分野/テーマ	10月	若手研究者	
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第二課)	我が国の博士課程学生またはポストク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストク研究者	
	HOPEミーティング (地域交流課)	アジア太平洋諸国の博士課程の学生がノーベル賞受賞者を初めとした著名な研究者や同世代の参加者同士と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア地域	年度ごとの分野/テーマ	10月	博士課程学生	
外国人研究者の 招へい事業	外国人特別研究員事業(一般) (人物交流課)	海外の優秀な若手研究者(ポストク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者	
	外国人特別研究員事業(欧米短期) (人物交流課)	欧米諸国の優秀な若手研究者(ブレドク(2年以内に博士号取得見込)及びポストク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月5月8月10月12月2月	受入研究者	
	外国人招へい研究者事業(短期) (人物交流課)	海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と討議、意見交換、講演等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者	
	外国人招へい研究者事業(長期) (人物交流課)	海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者	
	外国人著名研究者招へい事業 (人物交流課)	ノーベル賞受賞者など、特段に優れた業績をもち、当該分野で現在も指導的立場にある海外の研究者を業績に見合った処遇で日本に招へい。	渡航費(往復航空券)、滞在費、家族手当等	原則1年以内	全地域	全分野	6月12月	機関長	
	論文博士号取得希望者に対する支援事業 (地域交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内	原則3年	アジア・アフリカ	全分野	8月	日本側研究指導者	